

第 2 回 山 武 中 央 合 併 協 議 会

会 議 資 料

日時：平成 1 7 年 3 月 1 日（火）

午後 1 時 3 0 分～

場所：蓮沼村スポーツプラザ

第2回山武中央合併協議会会議次第

日 時 平成17年3月1日（火）

午後1時30分

場 所 蓮沼村スポーツプラザ

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

協議事項

- 協議第34号 平成17年度山武中央合併協議会事業計画について
- 協議第35号 平成17年度山武中央合併協議会歳入歳出予算について
- 協議第36号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第37号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 協議第38号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第39号 消防団の取扱いについて
- 協議第40号 障害者福祉事業の取扱いについて
- 協議第41号 高齢者福祉事業の取扱いについて
- 協議第42号 児童福祉事業の取扱いについて
- 協議第43号 保育事業の取扱いについて
- 協議第44号 生活保護事業の取扱いについて
- 協議第45号 保健衛生事業の取扱いについて
- 協議第46号 建設関係事業の取扱いについて
- 協議第47号 都市計画の取扱いについて
- 協議第48号 生活環境事業の取扱いについて
- 協議第49号 農林水産事業の取扱いについて
- 協議第50号 商工・観光事業の取扱いについて
- 協議第51号 上・下水道事業の取扱いについて
- 協議第52号 町村立学校(園)の通学区域の取扱いについて
- 協議第53号 学校給食事業の取扱いについて
- 協議第54号 学校教育事業の取扱いについて
- 協議第55号 文化振興事業の取扱いについて
- 協議第56号 社会教育事業の取扱いについて
- 協議第57号 電算システムの取扱いについて
- 協議第33号－2 新市建設計画(案)について

4 その他

5 閉 会

配 布 資 料 一 覧

資料 1

協議第 3 4 号	平成 1 7 年度山武中央合併協議会事業計画について	P	1
協議第 3 5 号	平成 1 7 年度山武中央合併協議会歳入歳出予算について	P	3
協議第 3 6 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P	8
協議第 3 7 号	国民健康保険事業の取扱いについて	P	1 3
協議第 3 8 号	介護保険事業の取扱いについて	P	2 0
協議第 3 9 号	消防団の取扱いについて	P	2 6
協議第 4 0 号	障害者福祉事業の取扱いについて	P	3 2
協議第 4 1 号	高齢者福祉事業の取扱いについて	P	4 2
協議第 4 2 号	児童福祉事業の取扱いについて	P	5 3
協議第 4 3 号	保育事業の取扱いについて	P	5 8
協議第 4 4 号	生活保護事業の取扱いについて	P	6 7
協議第 4 5 号	保健衛生事業の取扱いについて	P	7 0

資料 2

協議第 4 6 号	建設関係事業の取扱いについて	P	9 2
協議第 4 7 号	都市計画の取扱いについて	P	9 8
協議第 4 8 号	生活環境事業の取扱いについて	P	1 0 3
協議第 4 9 号	農林水産事業の取扱いについて	P	1 1 9
協議第 5 0 号	商工・観光事業の取扱いについて	P	1 4 2
協議第 5 1 号	上・下水道事業の取扱いについて	P	1 5 2
協議第 5 2 号	町村立学校（園）の通学区域の取扱いについて	P	1 6 1
協議第 5 3 号	学校給食事業の取扱いについて	P	1 6 4
協議第 5 4 号	学校教育事業の取扱いについて	P	1 6 8
協議第 5 5 号	文化振興事業の取扱いについて	P	1 7 4
協議第 5 6 号	社会教育事業の取扱いについて	P	1 8 3
協議第 5 7 号	電算システムの取扱いについて	P	1 9 2
協議第 3 3 号－2	新市建設計画（案）について	P	1 9 6

協議第34号

平成17年度山武中央合併協議会事業計画について

平成17年度山武中央合併協議会事業計画を別紙のとおり提案する。

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

平成17年度山武中央合併協議会事業計画（案）

事業項目	事業内容	備考
1. 合併協議会	○法定協議会の開催（6回程度予定） （協定項目等の報告）	
2. 住民周知	○協議会だよりの発行（6回程度予定） ○ホームページによる資料等の公開 ○住民便利帳の作成	
3. 例規一元化	○コンサルタント委託による例規のすり合わせ	
4. 事務事業一元化	○専門部会・分科会等において、事務事業のすり合わせ、調整作業	
5. 電算システム	○電算システムの統合・調整 ○ネットワーク整備	

協議第 35 号

平成 17 年度山武中央合併協議会歳入歳出予算について

平成 17 年度山武中央合併協議会歳入歳出予算を別紙のとおり提案する。

平成 17 年 3 月 1 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

平成 1 7 年 度 山 武 中 央 合 併 協 議 会 予 算 (案)

平成 1 7 年度山武中央合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 3 , 3 7 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 負担金	1 負担金		26,975
2 県支出金	1 県補助金		5,000
3 繰越金	1 繰越金		1,400
4 諸収入	1 諸収入		1
歳入合計			33,376

歳出	(単位：千円)	
款	項	金 額
1 運営費	1 運営費	6,568
2 事業費	1 事業費	23,808
3 予備費	1 予備費	3,000
歳出合計		33,376

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

《歳入》									
款	項	目	本年度	前年度	比 較	節		説 明	
						区分	金額		
1	負担金		26,975	9,001	17,974				
	1	負担金	26,975	9,001	17,974				
		1	町村負担金	26,975	9,001	17,974	1	町村負担金	26,975
2	県支出金		5,000	0	5,000				
	1	県補助金	5,000	0	5,000				
		1	県補助金	5,000	0	5,000	1	県補助金	5,000
								市町村合併支援補助金	
3	繰越金		1,400	0	1,400				
	1	繰越金	1,400	0	1,400				
		1	繰越金	1,400	0	1,400	1	繰越金	1,400
4	諸収入		1	1	0				
	1	諸収入	1	1	0				
		1	雑入	1	0	1	雑入	1	雑入
									1
歳 入 合 計			33,376	9,002	24,374				

款	項	目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
						区分	金額	
1 運営費			6,568	1,903	4,665			
	1 運営費		6,568	1,903	4,665			
		1 会議費	1,463	706	757	1 報酬	854	委員報酬 840 監査委員報酬 14
						9 旅費	40	費用弁償 40
						11 需用費	63	食料費 63
						12 役務費	71	手数料 6 通信運搬費 65
						13 委託料	435	会議録作成委託料 435
		2 事務費	5,105	1,197	3,908	9 旅費	115	研修・出張旅費 115
						11 需用費	1,328	消耗品費 960 燃料費 63 修繕料 305
						12 役務費	531	通信運搬費 360 自動車損害保険料 107 事務用切手 53 手数料 11
						13 委託料	538	電子複写機・ファクシミリ保守委託料 538
						14 使用料及び賃借料	813	事務用備品賃借料 330 プロパティ料金 270 公用車賃借料 196 有料道路通行料 17
						19 負担金補助及び交付金	1,780	臨時職員派遣費負担金 1,780
2 事業費			23,808	7,074	16,734			
	1 事業費		23,808	7,074	16,734			
		1 事業推進費	23,808	7,074	16,734	11 需用費	9,064	印刷製本費 協議会だより 1,564 住民便利帳 7,500
						12 役務費	1,488	通信運搬費 72 手数料 1,407 新聞折込手数料 9 その他手数料 9
						13 委託料	3,256	例規原案策定・例規データ作成業務委託料 3,224 広報紙PDFデータ作成業務委託料 32
						19 負担金補助及び交付金	10,000	県職員派遣費負担金 10,000
3 予備費			3,000	25	2,975			
	1 予備費		3,000	25	2,975			
		1 予備費	3,000	25	2,975		3,000	3,000
歳 出 合 計			33,376	9,002	24,374			

協議第36号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
1. 選挙による委員の定数は30人とし、旧町村を単位とする選挙区を設置する。 なお、選挙区ごとの委員定数については合併時までに調整する。 ただし、4町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年11月30日まで引き続き委員として在任する。 2. 選任による委員のうち議会推薦委員は、4人とする。 3. 新市の農業委員会に農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定による農地部会及び同条第3項の規定による部会は設置しない。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	1. 選挙による委員の定数は<u>30人</u>とし、<u>旧町村</u>を単位とする選挙区を設置する。 なお、選挙区ごとの委員定数については合併時まで調整する。 ただし、<u>4町村</u>の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成18年11月30日</u>まで引き続き委員として在任する。 2. 選任による委員のうち議会推薦委員は、4人とする。 3. 新市の農業委員会に農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定による農地部会及び同条第3項の規定による部会は設置しない。	<u>1. 新市に1つの農業委員会を置く。</u> 2. 選挙による委員の定数は<u>40人</u>とし、<u>旧市町村</u>を単位とする選挙区を設置する。 なお、選挙区ごとの委員定数については合併時まで調整する。 ただし、<u>6市町村</u>の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、<u>平成17年11月30日</u>まで引き続き委員として在任する。 3. 選任による委員のうち議会推薦委員は、4人とする。 4. 新市の農業委員会に農業委員会等に関する法律第19条第1項の規定による農地部会及び同条第3項の規定による部会は設置しない。

山武中央合併協議会の4町村の現況（農業委員会）

項 目		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	合 計
委員定数	選挙委員（人）	15	11	10	10	46
	選任議会推薦（人）	3	2	1	3	9
	選任JA推薦（人）	1	1	1	1	4
	選任共済推薦（人）	1	1	1	1	4
	合 計（人）	20	15	13	15	63
任 期		H17.7.19	H17.7.19	H17.7.19	H17.7.19	――
委員会開催回数		12	13	13	12	――
3・4・5条取扱件数		178	54	27	55	――
区域面積（ha）		4,702	5,205	972	3,759	14,638
農地面積（ha）		1,696	1,098	416	1,187	4,397
農家戸数（戸） （基準農家者数）		1,247	904	280	835	3,266
委員報酬	会 長（月額）	37,500	35,000	32,000	35,000	――
	副会長（月額）	32,500	28,100	26,000	29,000	――
	委 員（月額）	32,500	28,100	26,000	29,000	――
費用弁償	日 当	2,200	な し	な し	2,200	――
	旅 費	○有・無	○有・無	○有・無	○有・無	――

注：区域面積は国勢調査（平成12年10月1日時点）・農地面積の農家戸数は2000年世界農業センサスによる。

農業委員会等に関する法律 抜粋

(設置)

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

第2項から第6項 省略

(選挙による委員)

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を越えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準にしたがい、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

① 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員)又は組合員各1人

② 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人）以内

(部会の設置及び構成)

第19条 農業委員会（選挙による委員が21人以上であるものに限る。）に第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、農林水産省令で定めるところにより1又は2以上の農地部会を置くことができる。

第2項省略

3 農業委員会に第6条第2項第3号から第5号までに掲げる事務及び同条第3項に規定する事務（行政庁の諮問に対する答申を除く。）を処理するため、1又は2以上の部会を置くことができる。

第4項から第9項 省略

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

第2項から第5項 省略

(境界の変更の場合の特例)

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

第2項 省略

農業委員会等に関する法律施行令 抜粋

(2以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

(選挙による委員の定数の基準)

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあっては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律 抜粋

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

① 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

② 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

協議第 3 7 号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	2 0 国民健康保険事業の取扱い
1. 国民健康保険税（料）率については、合併期日の属する年度は旧町村の税（料）率とし、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成 1 8 年度に統一する。 ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、当該町村については、市町村の合併の特例に関する法律第 1 0 条第 1 項の定める期間内において緩やかに調整する。 2. 賦課方式については、平成 1 8 年度からは、保険税に統一する。 3. 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 4. 出産育児一時金貸付事業については、合併時に統一する。 5. 葬祭費については、現行のとおりとする。 6. 短期人間ドック利用助成については、事業内容、助成額を合併時に統一する。 7. 高額医療費貸付事業については、貸付対象者、貸付額を合併時に統一する。 8. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 なお、報酬額については、日額報酬とし合併時まで調整する。 9. 医療費通知事業については、合併時に国の特別調整交付金対象である年 6 回に切り替え実施する。 10. 健康優良世帯に対する記念品贈呈事業については、対象世帯及び記念品の額等について調整し、引き続き実施する。	

平成 1 7 年 3 月 1 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
20 国民健康保険事業 の取扱い	1. 国民健康保険税（料）率については、合併期日の属する年度は旧町村の税（料）率とし、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成18年度に統一する。 ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、当該町村については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の定める期間内において緩やかに調整する。 2. 賦課方式については、平成18年度からは、保険税に統一する。 3. 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 4. 出産育児一時金貸付事業については、<u>合併時に統一する。</u> 5. 葬祭費については、<u>現行のとおりとする。</u> 6. 短期人間ドック利用助成については、<u>事業内容、助成額を合併時に統一する。</u> 7. 高額医療費貸付事業については、<u>貸付対象者、貸付額を合併時に統一する。</u> 8. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 なお、報酬額については、月額報酬とし合併時まで調整する。 9. 医療費通知事業については、合併時に国の特別調整交付金対象である年6回に切り替え実施する。 10. 健康優良世帯に対する記念品贈呈事業については、対象世帯及び記念品の額等について調整し、引き続き実施する。	1. 国民健康保険税（料）率については、合併期日の属する年度は旧市町村の税（料）率とし、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成17年度に統一する。 ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、当該市町村については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の定める期間内において緩やかに調整する。 2. 賦課方式については、平成17年度からは、保険税に統一する。 3. 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 4. 出産育児一時金貸付事業については、<u>合併時に九十九里町・山武町の例により統一し、新市において実施する。</u> 5. 葬祭費については、<u>合併時に統一する。</u> 6. 短期人間ドック利用助成については、<u>合併時に事業内容・助成額を統一する。</u> 7. 高額医療費貸付事業については、<u>合併時に貸付対象者、貸付額を統一し実施する。</u> 8. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 なお、報酬額については、月額報酬とし合併時まで調整する。 9. <u>国保財政調整基金の取扱いについては、別途協議する。</u> <u>（※ 協定項目10「財産の取扱い」により協議）</u> 10. 医療費通知事業については、合併時に国の特別調整交付金対象である年6回に切り替え実施する。 11. 健康優良世帯に対する記念品贈呈事業については、対象世帯及び記念品の額等について見直しを行い、引き続き実施する。

山武中央合併協議会の調整内容

協 定 項 目	20 国民健康保険事業の取扱い
調 整 の 方 針	1. 国民健康保険税（料）率については、合併期日の属する年度は旧町村の税（料）率とし、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成18年度に統一する。 ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、当該町村については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の定める期間内において緩やかに調整する。 2. 賦課方式については、平成18年度からは、保険税に統一する。 3. 出産育児一時金については、現行のとおりとする。 4. 出産育児一時金貸付事業については、合併時に統一する。 5. 葬祭費については、現行のとおりとする。 6. 短期人間ドック利用助成については、事業内容、助成額を合併時に統一する。 7. 高額医療費貸付事業については、貸付対象者、貸付額を合併時に統一する。 8. 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。 なお、報酬額については、月額報酬とし合併時までに調整する。 9. 医療費通知事業については、合併時に国の特別調整交付金対象である年6回に切り替え実施する。 10. 健康優良世帯に対する記念品贈呈事業については、対象世帯及び記念品の額等について調整し、引き続き実施する。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
賦 課 方 式 平成16年度 医療分 介護分			保険料 賦課割合 料率 所得割 50.83% 7.00% 資産割 9.31% 25.00% 均等割 24.90% 17,000円 平等割 14.96% 22,500円 限度額 53万円	保険税 賦課割合 税率 所得割 45.90% 7.70% 資産割 8.65% 29.50% 均等割 28.61% 21,000円 平等割 16.84% 29,000円 限度額 53万円	保険料 賦課割合 料率 所得割 40.00% 5.27% 資産割 10.00% 22.75% 均等割 35.00% 22,600円 平等割 15.00% 23,500円 限度額 53万円	保険税 賦課割合 税率 所得割 45.80% 7.70% 資産割 13.60% 38.00% 均等割 25.30% 18,900円 平等割 15.30% 26,400円 限度額 53万円	賦課方式は、平成18年度から保険税に統一する。 合併期日の属する年度は旧町村の税（料）率とし、事業の健全で円滑な運営を基本に、被保険者の急激な負担増にならないよう配慮し平成18年度に統一する。 ただし、均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合、当該町村については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の定める期間内において緩やかに調整する。
			所得割 52.19% 1.40% 均等割 47.81% 10,600円 限度額 8万円	所得割 50.33% 1.20% 均等割 49.67% 9,000円 限度額 8万円	所得割 40.00% 0.92% 資産割 10.00% 5.04% 均等割 35.00% 7,100円 平等割 15.00% 4,300円 限度額 8万円	所得割 39.30% 1.20% 資産割 9.80% 6.90% 均等割 36.60% 8,700円 平等割 14.30% 4,800円 限度額 8万円	
軽 減 医療分 介護分			4割軽減 均等割 6,800円 平等割 9,000円 6割軽減 均等割 10,200円 平等割 13,500円	4割軽減 均等割 8,400円 平等割 11,600円 6割軽減 均等割 12,600円 平等割 17,400円	2割軽減 均等割 4,520円 平等割 4,700円 5割軽減 均等割 11,300円 平等割 11,750円 7割軽減 均等割 15,820円 平等割 16,450円	4割軽減 均等割 7,560円 平等割 10,560円 6割軽減 均等割 11,340円 平等割 15,840円	新市において調整する。
			4割軽減 均等割 4,240円 6割軽減 均等割 6,360円	4割軽減 均等割 3,600円 6割軽減 均等割 5,400円	2割軽減 均等割 1,420円 平等割 860円 5割軽減 均等割 3,550円 平等割 2,150円 7割軽減 均等割 4,970円 平等割 3,010円	4割軽減 均等割 3,480円 平等割 1,920円 6割軽減 均等割 5,220円 平等割 2,880円	
納 期			第1期 7/1～31 第2期 8/1～31 第3期 9/1～30 第4期 10/1～31 第5期 11/1～30 第6期 12/1～28 第7期 翌年1/4～31 第8期 翌年2/1～28	第1期 7/16～31 第2期 8/16～31 第3期 9/16～30 第4期 10/16～31 第5期 11/16～30 第6期 12/16～28 第7期 翌年1/16～31 第8期 翌年2/16～28	第1期 7/16～31 第2期 8/16～31 第3期 9/16～30 第4期 10/16～31 第5期 11/16～30 第6期 12/16～28 第7期 翌年1/16～31 第8期 翌年2/16～末日	第1期 7/16～31 第2期 8/16～31 第3期 9/16～30 第4期 10/16～31 第5期 11/16～30 第6期 12/16～28 第7期 翌年1/16～31 第8期 翌年2/16～末日	納期については、新市において統一する。

項 目	現 況					調整内容	
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
減 免			・災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	・災害等により生活が著しく困難となった者 ・死亡又は心身に重大な障害を受け収入が著しく減少した場合 ・貧困により生活が著しく困窮している場合	・災害等により生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認められる者 ・特殊の事情がある者で保険料の納付が不可能と認められるもの	・貧困により生活のため公私の扶助を受ける者又はこれに準ずると認められる者 ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・災害等により、被保険者及び被保険者以外の者で生計を一にする者の財産について甚大な損害を被った者 ・その他特別な事情がある者	合併時に再編する。
出 産 育 児 一 時 金			被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯主に対し支給。 (妊娠12週以上の流産・死産を含む。双生児数に応じて支給) 1件 300,000円	被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯主に対し支給。 (妊娠12週以上の流産・死産を含む。双生児数に応じて支給) 1件 300,000円	被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯主に対し支給。 (妊娠12週以上の流産を含む。双子の場合1人1件とする) 1件 300,000円	被保険者が出産したとき、当該被保険者の属する世帯主に対し支給。 (妊娠12週以上の流産を含む。双子の場合1人1件とする) 1件 300,000円	現行のとおりとする。
出 産 育 児 一 時 金 貸 付 事 業			該当なし	出産育児一時金の支給を受けると見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。 貸付対象 ・出産予定まで1ヶ月以内 ・妊娠4ヵ月以上であり、医療機関等から請求を受け、又は支払ったとき 貸付額 ・出産育児一時金支給見込み額の10分の8 (24万円以内) 社会福祉協議会で実施	該当なし	該当なし	合併時に統一する。
葬 祭 費			被保険者が死亡したとき、その者の葬祭を行う者に対して支給。 1件 70,000円	被保険者が死亡したとき、その者の葬祭を行う者に対して支給。 1件 70,000円	被保険者が死亡したとき、その者の葬祭を行う者に対して支給。 1件 70,000円	被保険者が死亡したとき、その者の葬祭を行う者に対して支給。 1件 70,000円	現行のとおりとする。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
短期人間ドック 利用助成			対象者 ・年齢30歳以上 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保料完納 助成額 ・検査費用額の8割 (50,000円限度) 検査医療機関 ・町が契約した医療機関	対象者 ・国保加入1年以上 ・年齢35歳以上 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保料完納 助成額 ・検査費用額の7割 (40,000円限度) 検査医療機関 ・なし	対象者 ・国保加入者 ・年齢30歳以上老保適用 なしの者 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保料完納 助成額 ・検査費用額の8割 (50,000円限度) 検査医療機関 ・村が契約した医療機関	対象者 ・国保加入者 ・年齢35歳以上老保適用 なしの者 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保料完納 助成額 ・検査費用額の7割 (42,000円限度) 検査医療機関 ・なし	事業内容、助成額を合併時に統一する。
高額医療費 貸付事業			高額な療養に要する費用を支払うための資金の貸付 貸付対象者 ・低所得者世帯の世帯主 ・納期到来の保険料完納 貸付額 ・高額の特給見込み額の9/10相当額で1,000円未満切捨て	高額な療養に要する費用を支払うための資金の貸付 貸付対象者 ・低所得世帯の被保険者 貸付額 ・高額の特給見込み額の90%相当額で50万円を限度 社会福祉協議会での対応	高額な療養に要する費用を支払うための資金の貸付 貸付対象者 ・低所得世帯の被保険者 貸付額 ・高額の特給見込み額の8/10相当額で1万円から30万円	高額な療養に要する費用を支払うための資金の貸付 貸付対象者 ・低所得世帯の被保険者 貸付額 ・高額の特給見込み額の8/10相当額で1万円から30万円 保健福祉課での対応	貸付対象者、貸付額を合併時に統一する。
国民健康 保険運営 協議会			国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。 委員の定数 15人 報酬 ・日額 会長 6,600円 委員 5,900円	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。 委員の定数 9人 報酬 ・年額 会長 19,500円 委員 18,200円	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。 委員の定数 9人 報酬 ・年額 会長 32,000円 副会長 29,000円 委員 27,000円	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議する。 委員の定数 9人 報酬 ・日額 会長 6,900円 委員 5,800円	新市において新たに設置する。 なお、報酬額については、日額報酬とし合併時までに調整する。
国保財政 調整基金			疾病の多発等予測し得ない事由により財源不足を生じたときの財源を積み立てる為基金を設置する。 平成14年度末基金保有額 381,109千円	疾病の多発等予測し得ない事由により財源不足を生じたときの財源を積み立てる為基金を設置する。 平成14年度末基金保有額 30,093千円	国民健康保険会計の健全なる運営を図るため、基金を設置する。 平成14年度末基金保有額 182,684千円	国民健康保険会計の健全なる運営を図るため、基金を設置する。 平成14年度末基金保有額 134,909千円	新市に引き継ぐ。

項 目	現 況								調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町			
医 療 費 通 知 事 業			医療費適正化対策のため、被保険者の健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することを目的とする。 年4回世帯主に通知する 千葉県国保連合会共同処理	医療費適正化対策のため、被保険者の健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することを目的とする。 年6回世帯主に通知する 千葉県国保連合会共同処理	医療費適正化対策のため、被保険者の健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することを目的とする。 年4回世帯主に通知する 千葉県国保連合会共同処理	医療費適正化対策のため、被保険者の健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することを目的とする。 年4回世帯主に通知する 千葉県国保連合会共同処理		合併時に国の特別調整交付金対象である年6回に切り替え実施する。	
健康優良世帯に対する記念品贈呈事業			1年間無受診であった国保世帯に優良世帯として記念品を贈呈する 4,000円程度	1年間無受診であった国保世帯に優良世帯として記念品を贈呈する 3,000円程度	1年間無受診であった国保世帯に優良世帯として記念品を贈呈する 5,000円程度	2年間(2人以上世帯は1年間)無受診であった世帯に健康優良世帯として記念品贈呈する 4,000円程度		対象世帯及び記念品の額等について調整し、引き続き実施する。	

協議第38号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	2 1 介護保険事業の取扱い
介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 被保険者の資格管理等に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 介護認定審査会については、現在、山武郡市広域行政組合において運営されているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担軽減については、合併時に統一する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 4. 第1号被保険者の保険料については、合併期日の属する年度は、現行のとおりとし、平成18年度以降は、新市における第3期介護保険事業計画により統一した保険料とする。 5. 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。 6. 介護保険運営協議会については、新市において設置を検討する。 7. 保険給付関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	

平成17年 3月 1日

山武中央合併協議会
会長 大高 和郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
21 介護保険事業の取扱い	介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 被保険者の資格管理等に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 介護認定審査会については、現在、山武郡市広域行政組合において運営されているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担軽減については、合併時に統一する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 4. 第1号被保険者の保険料については、合併期日の属する年度は、現行のとおりとし、平成18年度以降は、新市における第3期介護保険事業計画により統一した保険料とする。 5. 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。 6. 介護保険運営協議会については、新市において設置を検討する。 7. 保険給付関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 被保険者の資格管理等に係る事務については、<u>山武地域6市町村に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</u> 2. 介護認定審査会については、現在、山武郡市広域行政組合において運営されているが、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 3. 社会福祉法人等による生活困難者への利用者負担軽減については、<u>新市において統合して実施するものとする。</u> 4. 第1号被保険者の保険料については、合併期日の属する年度は、現行のとおりとし、平成17年度は、<u>第2期介護保険事業計画をもとに平成16年度合併対応のための介護保険事業計画策定により統一した保険料とし、平成18年度以降は、新市における第3期介護保険計画により統一した保険料とする。</u> 5. 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。 6. 介護保険運営協議会については、新市において設置を検討するものとする。 7. 保険給付関係については、<u>山武地域6市町村に相違がないことから、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</u> 8. 介護給付費準備基金については、<u>山武地域6市町村それぞれの保有額を新市に引き継ぐものとする。</u> 9. その他の事業については、<u>利用者本位の立場と制度の円滑な運営が実施できるよう、合併時まで調整を行うものとする。</u>

協 定 項 目	21. 介護保険事業の取扱い
調 整 の 方 針	介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。 1. 被保険者の資格管理等に係る事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 介護認定審査会については、現在、山武郡市広域行政組合において運営されているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担軽減については、合併時に統一する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 4. 第1号被保険者の保険料については、合併期日の属する年度は、現行のとおりとし、平成18年度以降は、新市における第3期介護保険事業計画により統一した保険料とする。 5. 第1号被保険者の普通徴収保険料の納期については、国民健康保険税の納期と同一とする。 6. 介護保険運営協議会については、新市において設置を検討する。 7. 保険給付関係については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

現		況				調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		【被保険者数】 (15年3月末) 5,303人 【要介護認定者数】 (15年3月末) 要支援 37人 要介護1 167人 要介護2 118人 要介護3 67人 要介護4 87人 要介護5 78人 合計 554人	3,354人 要支援 19人 要介護1 119人 要介護2 72人 要介護3 37人 要介護4 54人 要介護5 48人 合計 349人	1,114人 要支援 14人 要介護1 31人 要介護2 31人 要介護3 30人 要介護4 23人 要介護5 20人 合計 149人	2,614人 要支援 24人 要介護1 85人 要介護2 46人 要介護3 48人 要介護4 52人 要介護5 37人 合計 292人	被保険者の資格管理については、基本的に4町村が同様の事務を同じシステムで処理、運営していることから、現行のとおりとする。
		【賦課・徴収・滞納整理事務担当課】 高齢者支援課介護保険係	福祉課介護保険係	保健福祉課高齢者支援係	保健福祉課介護保険係	
		【認定調査体制】 職員 3名 (遠隔地は委託で対応)	職員 2名 介護支援事業所委託 2名 (遠隔地は委託で対応)	職員 1名 (遠隔地は委託で対応)	臨時職員 1名 介護支援事業所委託 6名 (遠隔地は委託で対応)	
		【介護認定審議会】 山武郡市9市町村で共同設置、山武郡市広域行政組合にて運営。 合議体 20 合議体委員数 100名	山武郡市9市町村で共同設置、山武郡市広域行政組合にて運営。 合議体 20 合議体委員数 100名	山武郡市9市町村で共同設置、山武郡市広域行政組合にて運営。 合議体 20 合議体委員数 100名	山武郡市9市町村で共同設置、山武郡市広域行政組合にて運営。 合議体 20 合議体委員数 100名	現行のとおり継続する。ただし、山武郡市広域行政組合の体制によっては、新市で設置することとなる。
		【社会福祉法人等による生計困難者への利用者負担軽減実施状況】 ①指定介護老人福祉施設サービス ②短期入所生活介護 ③通所介護 ④訪問介護 (利用者負担軽減) 2分の1を軽減	①指定介護老人福祉施設サービス ②短期入所生活介護 ③通所介護 ④訪問介護 (利用者負担軽減) 2分の1を軽減	未実施	未実施	合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

現		山 武 町		蓮 沼 村		松 尾 町		調整内容	
成 東 町									
		【第2期介護保険料】						第1号被保険者の保険料については、合併期日の属する年度については、現行のとおりとし、平成18年度以降は、新市における第3期介護保険計画により統一した保険料とする。	
第1段階 17,400 円／年 1,450 円／月 第2段階 26,100 円／年 2,175 円／月 第3段階 34,800 円／年 2,900 円／月 第4段階 43,500 円／年 3,625 円／月 第5段階 52,200 円／年 4,350 円／月		第1段階 15,000 円／年 1,250 円／月 第2段階 22,500 円／年 1,875 円／月 第3段階 30,000 円／年 2,500 円／月 第4段階 37,500 円／年 3,125 円／月 第5段階 45,000 円／年 3,750 円／月		第1段階 17,700 円／年 1,475 円／月 第2段階 26,550 円／年 2,212 円／月 第3段階 35,400 円／年 2,950 円／月 第4段階 44,250 円／年 3,687 円／月 第5段階 53,100 円／年 4,425 円／月		第1段階 16,800 円／年 1,400 円／月 第2段階 25,200 円／年 2,100 円／月 第3段階 33,600 円／年 2,800 円／月 第4段階 42,000 円／年 3,500 円／月 第5段階 50,400 円／年 4,200 円／月			
【H17 高齢者人口】 5,475 人		3,801 人		1,274 人		2,725 人			
【H17 要介護認定者数】 669 人		364 人		168 人		353 人			
【H17 給付見込み】 1,223,389 千円		620,173 千円		299,720 千円		550,964 千円			
※H17 の高齢者人口、要介護認定者数及び給付見込みについては、H14 に策定した第2期介護保険事業計画での数値である。		※H17 の高齢者人口、要介護認定者数及び給付見込みについては、H14 に策定した第2期介護保険事業計画での数値である。		※H17 の高齢者人口、要介護認定者数及び給付見込みについては、H14 に策定した第2期介護保険事業計画での数値である。		※H17 の高齢者人口、要介護認定者数及び給付見込みについては、H14 に策定した第2期介護保険事業計画での数値である。			
【第2期事業計画】								第3期介護保険事業計画については、平成18年度から平成22年度までの5か年の計画を策定するものとする。	
介護保険法第117条の規定により、平成14年度策定済み。		介護保険法第117条の規定により、平成14年度策定済み。		介護保険法第117条の規定により、平成14年度策定済み。		介護保険法第117条の規定により、平成14年度策定済み。			
【普通徴収納期状況】									
国民健康保険税（料）同様、7月から2月までの8期。		国民健康保険税（料）同様、7月から2月までの8期。		国民健康保険税（料）同様、7月から2月までの8期。		国民健康保険税（料）同様、7月から2月までの8期。		国民健康保険税と同一した納期とする。	

現 況		現 況				調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		【介護保険運営協議会等設置状況】 (目的) 介護保険事業の適正かつ円滑な実施運営のため設置する。 (委員数) 14 名 (任 期) 2 年 (報 酬) 5,900 円 (日額)	(目的) 介護保険事業計画の基本理念に沿って、施策の円滑かつ適切に推進することに資するため設置する。 (委員数) 20 名 (任 期) 3 年 (報 酬) 3,700 円 (日額)	(目的) 介護保険事業計画の基本理念に沿って、施策の円滑かつ適切に推進することに資するため設置する。 (委員数) 9 名 (任 期) 2 年 (報 酬) 5,400 円 (日額)	(目的) 介護保険事業に関する施策の企画・立案及びその実施が基本理念にのっとり、円滑かつ適切に行われることに資するため設置する。 (委員数) 9 名 (任 期) 3 年 (報 酬) 5,800 円 (日額)	一部計画懇話会であり、また、委員数、任期及び報酬についても不統合であることから、新市において検討するものとする。
		【保険給付関係の状況】 (給付管理) 国保連合会との月次で連携することによる情報の共有化。 (保険給付) 介護保険法で定めるサービスを現物給付。特別給付は行っていない。 (償還払い) 福祉用具購入及び住宅改修(審査支払手数料) 国保連合会へ委任(システム) MC 介護保険システム	(給付管理) 国保連合会との月次で連携することによる情報の共有化。 (保険給付) 介護保険法で定めるサービスを現物給付。特別給付は行っていない。 (償還払い) 福祉用具購入及び住宅改修(審査支払手数料) 国保連合会へ委任(システム) MC 介護保険システム	(給付管理) 国保連合会との月次で連携することによる情報の共有化。 (保険給付) 介護保険法で定めるサービスを現物給付。特別給付は行っていない。 (償還払い) 福祉用具購入及び住宅改修(審査支払手数料) 国保連合会へ委任(システム) MC 介護保険システム	(給付管理) 国保連合会との月次で連携することによる情報の共有化。 (保険給付) 介護保険法で定めるサービスを現物給付。特別給付は行っていない。 (償還払い) 福祉用具購入及び住宅改修(審査支払手数料) 国保連合会へ委任(システム) MC 介護保険システム	保険給付関係については、一部福祉用具購入等で償還払いではなく、受領委任方式を取っているが、業務及びシステムについては同一となっていることから、合併時に調整し基本的には現行のとおりに継続する。
		【準備基金の保有状況】 (H15 当初保有額) 2,604 千円	38,048 千円	3,555 千円	2,816 千円	準備基金については、合併時の保有額をそれぞれ引き継ぐ。

協議第 3 9 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	2 2 消防団の取扱い
	1. 消防団については、合併時に統合する。 2. 消防団組織機構については、支団制とする。 なお、支団数は、旧町村の区域を単位とした 4 支団とする。 3. 消防団の任用等の取扱いは調整し、新市に引き継ぐ。団員報酬・手当等については、合併時に統一する。 4. 消防施設については、新市に引き継ぐ。

平成 1 7 年 3 月 1 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
2.2 消防団の取扱い	1.消防団については、合併時に統合する。 2.消防団組織機構については、支団制とする。 なお、支団数は、<u>旧町村の区域を単位とした4支団とする。</u> 3.消防団の任用等の取扱いは調整し、新市に引き継ぐ。団員報酬・手当等については、合併時に統一する。 4.消防施設については、新市に引き継ぐ。	1.消防団については、合併時に統合する。 2.消防団組織機構については、支団制とする。 なお、支団数は、<u>旧市町村の区域を単位とした6支団とする。</u> 3.消防団の任用等の取扱いは調整し、新市に引き継ぐ。団員報酬・手当等については、合併時に統一する。 4.消防施設については、新市に引き継ぐ。

山武中央合併協議会の調整内容

協定項目	2 2 消防団の取扱い
調整の方針	1. 消防団については、合併時に統合する。 2. 消防団組織機構については、支団制とする。 なお、支団数は、旧町村を単位とした4支団とする。 3. 消防団の任用等の取扱いは調整し、新市に引き継ぐ。団員報酬・手当等については、合併時に統一する。 4. 消防施設については、新市に引き継ぐ。

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町 成東町消防団	山 武 町 山武町消防団	蓮 沼 村 蓮沼村消防団	松 尾 町 松尾町消防団	
【消防団組織機構】			団長 1名 副団長 3名 本部付分団長 7名 分団長 6名 副分団長 12名 部長 28名 班長 56名 団員 304名 合計 417名 条例定数 450名	団長 1名 副団長 4名 本部付分団長 6名 分団長 5名 副分団長 5名 部長 20名 班長 60名 団員 242名 合計 343名 条例定数 375名	団長 1名 副団長 2名 本部長 1名 総務部長 1名 副本部長 3名 本部付分団長 5名 本部付部長 6名 本部付班長 2名 分団長 10名 副分団長 12名 部長 20名 班長 20名 団員 98名 合計 181名 条例定数 185名	団長 1名 副団長 3名 (うち本部長1名) 分団長 6名 (うち副本部長1名) 副分団長 9名 (うち本部付部長3名) 部長 25名 班長 25名 団員 264名 合計 333名 条例定数 380名	消防団については、合併時に統合する。 消防団組織機構については、支団制とする。 なお、支団数は、旧町村の区域を単位とした4支団とする。
分団			第1分団 第1部・第3部～第7部 第2分団 第1部～第5部 第3分団 第1部～第3部 第4分団 第1部～第5部 第5分団 第1部～第6部 第6分団 第1部～第3部	第1分団 第1部～第5部 第2分団 第1部～第5部 第3分団 第1部～第3部 第4分団 第1部～第4部 第5分団 第1部～第3部	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団 第8分団 第10分団 第11分団	第1分団 第1部～第4部 第2分団 第1部～第4部 第3分団 第1部～第4部 第4分団 第2部～第4部 第5分団 第1部～第5部 第6分団 第1部～第5部	
服制			消防庁の定める服制による。	消防庁の定める服制による。	消防庁の定める服制による。	国家消防庁の定める服制による。	

項 目	現 況				調整内容	
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村		松 尾 町
【消防団の任用等】 任用要件		1. 町内に居住する年齢 18歳以上の者 2. 志操堅固で、身体強 健であつて団員として ふさわしい者	1. 町内に居住する者 2. 年齢18歳以上の者 3. 志操堅固で、かつ、 身体強健な者	1. 蓮沼村の区域内に居 住する者 2. 年齢18歳以上の者 3. 志操堅固で、かつ、 身体強健な者	本町内居住者の中か ら志操堅固、身体強健 であつて団員に足りる 者	消防団の任用等の取 扱いは調整し、新市に 引き継ぐ。 団員報酬・手当等に ついては、合併時に統 一する。
報酬（年額）						
団長		147,000円	129,000円	100,900円	157,000円	
副団長		100,000円	98,700円	77,000円	112,000円	
本部長・本部付分団長		85,000円			78,000円	
副本部長					72,000円	
分団長		70,000円	66,700円	52,000円	67,000円	
副分団長		65,000円	53,800円	41,000円	55,000円	
部長		54,000円	46,400円	28,000円	46,000円	
班長		25,000円	24,500円	19,000円	24,500円	
団員		15,000円	15,000円	12,000円	18,600円	
出動手当（1回）		1人につき2,000円	放水部 10,000円 出動のみ 4,000円	年間1人2,000円	本部 10,000円 ポンプ車10,000円 小型ポンプ7,000円	
教育訓練		4月 団員訓練 （新入団員、ポンプ操法が主） 5月 ポンプ操法特別訓練 6月 ポンプ操法特別訓練 町ポンプ操法大会 7月 支部・県操法大会 9月 防災訓練 11月 支部実地訓練 12月 規律訓練 歳末警戒 1月 出初式 3月 航空機災害訓練	4月 規律訓練 （幹部・新入団員） 7月 支部・県操法大会 8月 実践操法訓練 中継訓練 9月 防災訓練 10月 航空機事故消火救難 総合訓練見学 11月 非常召集訓練 規律訓練 町ポンプ操法大会（隔年） 12月 歳末警戒 1月 出初式 3月 航空機災害訓練	5月 初任者研修 （規律等） 7月 支部・県操法大会 10月 消防団視察研修 航空機事故消火救難総合 訓練見学 11月 非常召集訓練及び 放水訓練等 12月 操法・規律訓練 歳末警戒 1月 出初式 3月 航空機災害訓練	5月 初任者訓練 （規律等） 6月 消防団視察研修 7月 支部・県操法大会 町ポンプ操法大会 9月 防災訓練（予定） 11月 防火査察 12月 歳末警戒 1月 出初式 3月 航空機災害訓練	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
被服の貸与			制服(作業服) 1 着(上下) ベルト 1 本 半長靴 1 足 盛夏略衣 1 着 ベルト 1 本 アポロキャップ 1 個 制服(甲種) 1 着(上下) 制帽 1 個 制服(甲種夏) 1 着(上・下) 制帽(夏) 1 個 ネクタイ 1 本 防寒衣 1 着	制服(甲種) 一式 1 着(制帽・上・下) 制服(乙種) 一式 1 着(略帽・上・下) 制服(盛夏服) 一式 1 着(略帽・上・下) 制服(作業服) 一式 1 着(略帽・上・下) 靴 1 足 備考 当分の間、団長、副団 長、分団長及び副団長以 外の消防団員については、制服(乙種、作業 服) 一式のみ貸与する。	活動服 1 着 冬用肌着 1 着 ベルト 1 本 アポロキャップ(冬) 1 個 盛夏略衣 1 着 ベルト 1 本 略帽 1 個 制服(甲種) 1 着 制帽 1 個 ネクタイ 1 本 制服(夏服) 1 着 制服(夏服半袖) 1 着 制帽(夏) 1 個 ベルト 1 本 防寒衣 1 着	活動服 1 着 冬用肌着 1 着 ベルト 1 本 アポロキャップ(冬) 1 個 盛夏略衣 1 着 ベルト 1 本 略帽 1 個 制服(甲種) 1 着 制帽 1 個 ネクタイ 1 本 制服(夏服) 1 着 ベルト 1 本	
【消防施設】 消防団詰め所			2 8 箇所	2 0 箇所	1 0 箇所 (第2、第7分団以外 は、区民館を使用)	2 5 箇所	消防施設について は、新市に引き継ぐ。
防火水槽40㎡以上 20㎡以上			2 1 9 箇所 -	2 1 4 箇所 2 1 7 箇所	6 箇所 3 7 箇所	9 4 箇所 8 0 箇所	
消火栓			3 4 5 箇所	2 3 4 箇所	9 6 箇所	1 1 1 箇所	
その他			飲料水兼用耐震性防火水槽 2 箇所	井戸 1 箇所			
消防車両等							
本部指揮車			1 台	1 台	1 台	1 台	
本部資材車			1 台	-	-	-	
本部水槽車			-	-	-	-	
本部電源照明車			-	-	1 台	-	

項 目	現 況						調整内容
			成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
本部広報車			-	-	-	1台	
消防ポンプ自動車			11台	4台	-	8台	
小型動力ポンプ付積載車			17台	17台	10台	17台	
緊急消防自動二輪車			-	-	-	-	
計			30台	22台	12台	27台	

障害者福祉事業の取扱いについて

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協定項目	2 3 - 1 1 障害者福祉事業の取扱い
	1. 障害者計画については、地域の実情を踏まえ、新市において新たに策定する。 2. 心身障害児通園施設（マザーズホーム）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 福祉作業所の管理運営については、合併時までに調整する。 4. 国、県が定める制度については、次のとおりとする。 （1）精神障害者等居宅介護事業については、成東町の例により新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 （2）重度心身障害者医療費助成事業については、松尾町の例により実施する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 （3）重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業については、合併時までに調整し新市において実施する。 （4）その他の事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5. 福祉タクシー事業については、合併時に統一する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 6. 心身障害者扶養共済掛金補助事業については、成東町、山武町、松尾町の例により、新市において実施する。 7. 特定疾病療養者援護金給付事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

平成 1 7 年 3 月 1 日

山武中央合併協議会
会長 大 高 和 郎

山武地域合併協議会での確認内容との比較

協定項目	山武中央合併協議会（案）	山武地域合併協議会
23-11 障害者福祉事業の 取扱い	1. 障害者計画については、地域の実情を踏まえ、新市において新たに策定する。 2. 心身障害児通園施設（マザーズホーム）については、<u>現行のとお市新市に引き継ぐ。</u> 3. <u>福祉作業所の管理運営については、合併時まで調整する。</u> 4. 国、県が定める制度については、次のとおりとする。 (1) <u>精神障害者等居宅介護事業については、成東町の例により新市において実施する。</u> ただし、合併期日の属する年度については、<u>現行のとおりとする。</u> (2) <u>重度心身障害者医療費助成事業については、松尾町の例により実施する。</u> ただし、合併期日の属する年度については、<u>現行のとおりとする。</u> (3) <u>重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業については、合併時まで調整し新市において実施する。</u> (4) <u>その他の事業については、現行のとお市新市に引き継ぐ。</u>	1. 障害者計画については、地域の実情を踏まえ、新市において新たに策定する。 2. 心身障害児通園施設（マザーズホーム）<u>及び福祉作業所の管理運営については、合併時まで調整する。</u> 3. 国、県等が定める制度に基づく事業については、<u>合併時まで調整し新市において実施する。ただし、精神障害者等居宅介護事業、重度身体障害者(児)・知的障害者(児)日常生活用具給付事業については、合併期日の属する年度は現行のとおりとする。</u> 4. <u>身体障害者補装具等助成事業については、東金市の例により新市において実施する。</u> 5. <u>小規模福祉作業所運営事業については、東金市の例により新市において実施する。</u>

	5. 福祉タクシー事業については、<u>合併時に統一する。</u> ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 6. 心身障害者扶養共済掛金補助事業については、<u>成東町、山武町、松尾町</u>の例により、新市において実施する。 7. 特定疾病療養者援護金給付事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。	6. 福祉タクシー事業については、<u>合併時までに調整し新市において実施する。</u> ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 7. 心身障害者扶養共済掛金補助事業については、<u>東金市、成東町、山武町、松尾町</u>の例により、新市において実施する。 8. 手話奉仕員派遣事業については、<u>東金市の例により新市において実施する。</u> 9. 障害者情報通信技術講習推進事業については、<u>東金市の例により新市において実施する。</u> 10. 特定疾病療養者援護金給付事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。
--	---	---

山武中央合併協議会の調整内容

協 定 項 目	2 3 - 1 1 障害者福祉事業の取扱い
調整の方針	1. 障害者計画については、地域の実情を踏まえ、新市において新たに策定する。 2. 心身障害児通園施設（マザーズホーム）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 3. 福祉作業所の管理運営については、合併時までに調整する。 4. 国、県が定める制度については、次のとおりとする。 (1) 精神障害者等居宅介護事業については、成東町の例により新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 (2) 重度心身障害者医療費助成事業については、松尾町の例により実施する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 (3) 重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業については、合併時までに調整し新市において実施する。 (4) その他の事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 5. 福祉タクシー事業については、合併時に統一する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 6. 心身障害者扶養共済掛金補助事業については、成東町、山武町、松尾町の例により、新市において実施する。 7. 特定疾病療養者援護金給付事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。

現 況						調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		【障害者計画】 ○障害者計画 平成13年度策定 計画期間 平成13年度～平成17年度 組織 障害者計画策定委員会 12名	○障害者計画 平成11年度策定 計画期間 平成11年度～平成20年度 組織 障害者計画策定委員会 18名	○障害者計画 平成13年度策定 計画期間 平成13年度～平成22年度 組織 障害者施策推進協議会 9名	○障害者計画 平成15年度策定 計画期間 平成15年度～平成19年度 組織 障害者計画策定委員会 7名	地域の実情を踏まえ、新市 において新たに策定する。
		【心身障害児通園施設】 施設名 成東町簡易マザーズホーム 目的 日常生活における基本的 動作の指導、集団生活へ の適応の訓練を行う。 定員 20名 開所時間 平日 9:00～16:00 ※成東町社会福祉協議会に 委託。	未設置	未設置	未設置	現行のとおり新市に引き継 ぐ。
		【福祉作業所】 名称 成東町福祉作業所 対象者 満15歳以上の住所を有 するもので、療育手帳又 は身体障害者手帳所持者 内容 就業することが困難な者 に対し、自活に必要な指 導及び訓練等を行う。 定員 14名以内 管理 成東町福祉作業所の設置 及び管理に関する条例に 基づき管理している。 ※成東町社会福祉協議会に 委託。 補助金 県1/2 (県交付要綱に定める基準額)	名称 山武町福祉作業所 対象者 満15歳以上の住所を有 するもので、療育手帳又 は身体障害者手帳所持者 内容 就業することが困難な者 に対し、自活に必要な指 導及び訓練等を行う。 定員 11名以内 管理 山武町福祉作業所の設置 及び管理に関する条例に 基づき管理している。 ※山武町社会福祉協議会に 委託。 補助金 県1/2 (県交付要綱に定める基準額)	該当なし	名称 松尾町福祉作業所 対象者 満15歳以上の住所を有 するもので、療育手帳又 は身体障害者手帳所持者 内容 就業することが困難な者 に対し、自活に必要な指 導及び訓練等を行う。 定員 11名以内 管理 松尾町福祉作業所の設置 及び管理に関する条例に 基づき管理している。 ※松尾町社会福祉協議会に 委託。 補助金 県1/2 (県交付要綱に定める基準額)	管理運営については、合併 時までに調整する。

現 況						調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		【国・県の定める制度】 ○支援費制度 障害者福祉サービスについて、利用者自身がサービスを選択し、サービス提供施設、事業者と契約のうえ、サービスを利用する制度。 受給者証発行者数 施設 身体障害者 14人 知的障害者 23人 居宅 身体障害者 9人 知的障害者 5人 障害児 16人	障害者福祉サービスについて、利用者自身がサービスを選択し、サービス提供施設、事業者と契約のうえ、サービスを利用する制度。 受給者証発行者数 施設 身体障害者 4人 知的障害者 21人 居宅 身体障害者 9人 知的障害者 21人 障害児 15人	障害者福祉サービスについて、利用者自身がサービスを選択し、サービス提供施設、事業者と契約のうえ、サービスを利用する制度。 受給者証発行者数 施設 身体障害者 2人 知的障害者 3人 居宅 障害児 1人	障害者福祉サービスについて、利用者自身がサービスを選択し、サービス提供施設、事業者と契約のうえ、サービスを利用する制度。 受給者証発行者数 施設 身体障害者 2人 知的障害者 12人 居宅 身体障害者 1人 知的障害者 1人 障害児 6人	4町村に差異がないため、 現行のとおり新市に引き継ぐ。
		○進行性筋萎縮症者療養等給付事業 対象者 進行性筋萎縮症患者 内容 医療機関に入所または通所させ、療養にあわせて必要な訓練等を行なう。 補助金 県 3/4	対象者 進行性筋萎縮症患者 内容 医療機関に入所または通所させ、療養にあわせて必要な訓練等を行なう。 補助金 県 3/4	対象者 進行性筋萎縮症患者 内容 医療機関に入所または通所させ、療養にあわせて必要な訓練等を行なう。 補助金 県 3/4	対象者 進行性筋萎縮症患者 内容 医療機関に入所または通所させ、療養にあわせて必要な訓練等を行なう。 補助金 県 3/4	4町村に差異がないため、 現行のとおり新市に引き継ぐ。
		○職視委託事業 内容 知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で希望する方を職視として登録し、知的障害者の更生援護を職視へ委託し、生活指導及び技能習得訓練等を行う。 負担割合 県3/4 町1/4	内容 知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で希望する方を職視として登録し、知的障害者の更生援護を職視へ委託し、生活指導及び技能習得訓練等を行う。 負担割合 県3/4 町1/4	内容 知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で希望する方を職視として登録し、知的障害者の更生援護を職視へ委託し、生活指導及び技能習得訓練等を行う。 負担割合 県3/4 村1/4	内容 知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業経営者で希望する方を職視として登録し、知的障害者の更生援護を職視へ委託し、生活指導及び技能習得訓練等を行う。 負担割合 県3/4 町1/4	4町村に差異がないため、 現行のとおり新市に引き継ぐ。

現 況						調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		○精神障害者等居宅介護事業 対象者 精神障害者 内容 ホームヘルパーを派遣し、食事の世話、衣類の洗濯、住居の掃除、必需品の買物、身の回りの世話、介護、医療機関との連絡、各種の相談、助言等日常生活を営むのに必要な便宜を提供する。 利用者負担額 所得税額に応じ 0～950円/1時間 補助金 精神 県 3/4	未実施	未実施	未実施	成東町の例により新市において実施する。 ただし、合併期の属する年度については、現行のとおりとする。
		○精神障害者短期入所事業 対象者 町内在住の精神障害者 精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所させる。 利用者負担額 国庫補助基準単価により町が決める額 負担割合 県3/4 町1/4	対象者 町内在住の精神障害者 精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所させる。 利用者負担額 国庫補助基準単価により町が決める額 負担割合 県3/4 町1/4	対象者 村内在住の精神障害者 精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所させる。 利用者負担額 国庫補助基準単価により村が決める額 負担割合 県3/4 村1/4	対象者 町内在住の精神障害者 精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所させる。 利用者負担額 国庫補助基準単価により町が決める額 負担割合 県3/4 町1/4	4町村に差異がないため、現行のとお市新市に引き継ぐ。
		○精神障害者地域生活援助事 対象者 精神障害者グループホーム利用者 内容 地域において共同生活を望む精神障害者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 利用者及び世話人の費用負担 家賃・飲食物費・光熱水費 その他共通経費 負担割合 県3/4 町1/4	対象者 精神障害者グループホーム利用者 内容 地域において共同生活を望む精神障害者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 利用者及び世話人の費用負担 家賃・飲食物費・光熱水費 その他共通経費 負担割合 県3/4 町1/4	対象者 精神障害者グループホーム利用者 内容 地域において共同生活を望む精神障害者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 利用者及び世話人の費用負担 家賃・飲食物費・光熱水費 その他共通経費 負担割合 県3/4 村1/4	対象者 精神障害者グループホーム利用者 内容 地域において共同生活を望む精神障害者に対し、精神障害者グループホームにおいて日常生活における援助等を行う。 利用者及び世話人の費用負担 家賃・飲食物費・光熱水費 その他共通経費 負担割合 県3/4 町1/4	4町村に差異がないため、現行のとお市新市に引き継ぐ。

現 況						調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		○重度身体障害者(児)・知的障害者(児)日常生活用具給付事業 対象者 在宅の心身障害者(児) 内容 ・日常生活の便宜を図り、日常生活用品の給付。 ※本人、家族の課税状況に応じて自己負担あり。 負担割合 県3/4 町1/4	対象者 在宅の心身障害者(児) 内容 ・日常生活の便宜を図り、日常生活用品の給付。 ※本人、家族の課税状況に応じて自己負担あり。 負担割合 県3/4 町1/4	対象者 在宅の心身障害者(児) 内容 ・日常生活の便宜を図り、日常生活用品の給付。 ※本人、家族の課税状況に応じて自己負担あり。 負担割合 県3/4 村1/4	対象者 在宅の心身障害者(児) 内容 ・日常生活の便宜を図り、日常生活用品の給付。 ※本人、家族の課税状況に応じて自己負担あり。 負担割合 県3/4 町1/4	4町村に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
		○在宅障害者共同作業所通所 内容 地域に生活する精神障害者の社会復帰を促進するため、精神障害者家族会等が運営する精神障害者共同作業所事業に対して補助を実施することにより社会復帰を促進する。 支給額 作業所の年間通所延人数、実施頻度、指導者数から算定し、支給する。 補助金 県 1/2	内容 地域に生活する精神障害者の社会復帰を促進するため、精神障害者家族会等が運営する精神障害者共同作業所事業に対して補助を実施することにより社会復帰を促進する。 支給額 作業所の年間通所延人数、実施頻度、指導者数から算定し、支給する。 補助金 県 1/2	内容 地域に生活する精神障害者の社会復帰を促進するため、精神障害者家族会等が運営する精神障害者共同作業所事業に対して補助を実施することにより社会復帰を促進する。 支給額 作業所の年間通所延人数、実施頻度、指導者数から算定し、支給する。 補助金 県 1/2	内容 地域に生活する精神障害者の社会復帰を促進するため、精神障害者家族会等が運営する精神障害者共同作業所事業に対して補助を実施することにより社会復帰を促進する。 支給額 作業所の年間通所延人数、実施頻度、指導者数から算定し、支給する。 補助金 県 1/2	4町村に差異がないため、現行のとおり新市に引き継ぐ。
		○重度心身障害者医療費助成 対象者 町内に居住する重度心身障害者 内容 医療費の一部を助成し、受給権者医療費の負担を軽減する。 助成対象 ・医療費の個人負担額 ・医療費受給証明発行手数料(限度額100円) 負担割合 県1/2 町1/2	対象者 町内に居住する重度心身障害者 内容 医療費の一部を助成し、受給権者医療費の負担を軽減する。 助成対象 ・医療費の個人負担額 ・医療費受給証明発行手数料(限度額100円) 負担割合 県1/2 町1/2	対象者 村内に居住する重度心身障害者 内容 医療費の一部を助成し、受給権者医療費の負担を軽減する。 助成対象 ・医療費の個人負担額 ・医療費受給証明発行手数料 負担割合 県1/2 村1/2	対象者 町内に居住する重度心身障害者 内容 医療費の一部を助成し、受給権者医療費の負担を軽減する。 助成対象 ・医療費の個人負担額 ・入院時の食事療養費 ・医療費受給証明発行手数料 負担割合 県1/2 町1/2	松尾町の例により、新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については現行のとおりとする。

現 況						調整内容
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
		○重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業 未実施	対象者 ねたきり身体障害者（児） 内容 家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難な者に、定期的に移動入浴車を派遣する。 利用料 入浴介護料 1回 12,750円 清式介護料 1回 8,925円 中止保証料 6,375円 委託先 山武町社会福祉協議会 補助金 国1/2	未実施	未実施	合併時までに調整し、新市において実施する。
		【福祉タクシー事業】 対象者（下記に該当する者） ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A所持者 ・保健福祉手帳1級所持者 ・要介護4及び5 内容 24回/年を限度に運賃を助成。（人工透析を受ける者は、96回/年） 上限1,000円/回	対象者（下記に該当する者） ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A所持者 内容 48回/年を限度に運賃を助成。 上限1,000円/回	未実施	対象者（下記に該当する者） ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A所持者 内容 48回/年を限度に運賃を助成。 上限1,000円/回	合併時までに調整し、新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については現行のとおりとする。
		【心身障害者扶養共済掛金補助事業】 内容 心身障害者扶養共済（県制度）掛金の助成 補助額 生活保護世帯 掛金の50/100 非課税世帯 掛金の35/100 均等割のみ課税世帯 掛金の15/100	内容 心身障害者扶養共済（県制度）掛金の助成 補助額 生活保護世帯 掛金の50/100 非課税世帯 掛金の35/100 均等割のみ課税世帯 掛金の15/100	該当なし	内容 心身障害者扶養共済（県制度）掛金の助成 助成額 生活保護世帯 掛金の50/100 非課税世帯 掛金の35/100 均等割のみ課税世帯 掛金の15/100	成東町、山武町、松尾町の例により、新市において実施する。

現 況					調整内容
	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	
	【特定疾病療養者援護金給付事業】 対象者 特定疾病のため継続的に入院治療を受け、又は通院治療を受けている者。 内容 特定疾病患者に対し、援護金を給付する。 支給額 7 日以上の入院 10,000円/月 7 日未満の入院または 1 日以上の通院 5,000円/月	該当なし	該当なし	該当なし	合併時まで調整し新市において実施する。 ただし、合併期日の属する年度については現行のとおりとする。